

発生予防における水際対策

○ 家畜の伝染性疾病の発生予防においては、病原体を我が国国内に侵入させないための水際対策が極めて重要。

発生予防の全体像（アフリカ豚熱対策を例に）

海外対策

＜旅行者＆船舶・航空機＞

出国前から日本に持ち込ませない

- ・旅行者への畜産物持ち込み禁止等の注意喚起



水際対策

＜空港＆海港＞

国内に侵入させない

- ・家畜防疫官、検疫探知犬による検査
- ・旅客の靴底や車両、自転車等の消毒



動物検疫所



海外からの旅行者等に向けた広報等



国内対策

＜農場＆野生イノシシ＞

農場に侵入させない

- ・飼養衛生管理の徹底



都道府県

野生イノシシの感染を防止する

- ・旅行者等への周知徹底
- ＜ゴミ放置禁止、消毒等＞
- ・消毒・洗浄ポイントの設置等



都府県

水際対策の体制

○ 水際対策の実施に当たっては、動物検疫所において、家畜伝染病予防法等に基づき指定された空海港における輸出入動物や畜産物等の検査、当該検査に基づく措置を実施し、家畜の伝染性疾病の侵入防止に取り組んでいる。

動物検疫所の配置と指定港

(令和7年4月現在)

➤ 1本所、8支所、18出張所、6分室体制

● 動物検疫所を配置している場所 (36箇所)
(1本所、8支所、18出張所、6分室に加え3事務所)
 ※胆振分室は指定港と一致しない

▲ 動物検疫所を設置していない指定港 (74箇所)
【指定港:105箇所(海港:60、空港:45)】
 【京浜港(東京港区、横浜港区、川崎港区)及び阪神港(神戸港区、
 尼崎西宮芦屋港区、大阪港区)はそれぞれ1箇所と計数】

□ 係留施設を有する動物検疫所

○ 動物の係留施設のない動物検疫所

注:二重枠は本所、太枠は支所



家畜防疫官数の推移



◆ 動物の係留検査



◆ 保税倉庫等での畜産物の検査



◆ 空海港カウンターでの手荷物検査



◆ 犬・猫等の検査

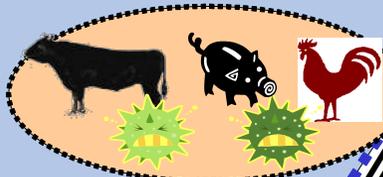


空海港における水際検疫

- 海外から口蹄疫やアフリカ豚熱等の侵入を防ぐため、**空港及び海港**において、**入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査**などの動物検疫措置を徹底。
- **令和2年3月に家畜伝染病予防法が改正され、令和2年7月1日から、出入国者に対する質問、携帯品の検査、違法畜産物の廃棄が可能**となり、病原体侵入防止措置を一層強化。

空海港における旅客に対する水際対策

疾病の
発生国・地域



◆動物検疫に関する注意喚起◆



◆発生国からの入国者への質問◆



◆動植物検疫探知犬による手荷物検査◆



◆消毒マットを用いた靴底消毒◆



動植物検疫探知犬の活用

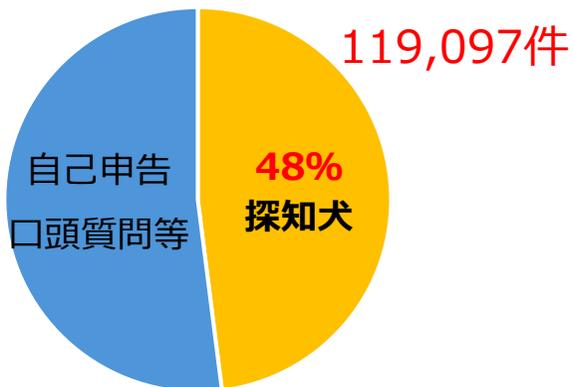
- **検疫探知犬**とは、手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする**肉製品**や**農産物**を嗅ぎ分けて**発見する訓練を受けた犬**であり、日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入。
- アフリカ豚熱発生国など**高リスク国からの便の旅客等の検査**に対応するため、主要空港だけでなく、地方空港への配備も進め、令和2年度末には、**全国で140頭体制を構築**。

検疫探知犬の増頭

| | | | | | |
|-----------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| H17年度 | H27年度 | H30年度 | R1年度 | R2.7 | R3.3～ |
| 2頭 | 18頭 | 33頭 | 53頭 | 105頭 | 140頭 |

禁止品の探知実績

動植物検疫探知犬の禁止品探知実績
(R6速報値)



携帯品及び郵便として持ち込まれた禁止品等（248,080件）の48%

探知業務



対象物を発見すると、
座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた
家畜防疫官（動物検疫所職員）が
手荷物検査を実施。

検疫対象物

肉類



ハム、ソーセージ類



餃子等の肉製品



果物



令和2年家畜伝染病予防法改正による対策強化

- 令和2年7月に改正家畜伝染病予防法施行。水際検疫における家畜防疫官の権限を強化（輸入禁止品に係る廃棄権限の付与等）。
- 平成31年4月から、有識者、警察等に相談の上、携帯品検査の対応を厳格化。
- 令和7年5月31日までに、携帯品検査においては7件11名、郵便物検査においては2件4名の逮捕事例。

輸入禁止品の持込みによる逮捕事例（家伝法違反）

○携帯品検査（令和7年5月31日時点）

| 逮捕日 | 国籍 | 違法持込み日・違反品 | 警告書交付日 |
|--------------------------|----------------------|---|--|
| 令和元年7月21日 | ベトナム人1名 | 令和元年6月13日 (羽田空港、かも目の卵約25kgと偶蹄類の肉約10kg) | 警告書1回目： R元.6.13 |
| ①令和元年8月6日、 ②令和5年8月27日 | ①日本人2名、 ②フィリピン人1名 | 令和元年5月17日 (福岡空港、ソーセージ等91.9kg) | 警告書1回目： R元.5.10 |
| | | 令和元年5月31日 (中部空港、豚鶏肉調製品20.2kg) | 警告書2回目： R元.5.17 警告書3回目： R元.5.31 |
| 同9月3日 | タイ人1名 | 令和元年9月3日 (羽田空港、ソーセージ1.0kg) | 警告書1回目： R元.6.1 警告書2回目： R元.8.24 警告書3回目： R元.9.3 |
| 同10月15日 | ベトナム人3名 | 令和元年6月下旬から8月中旬にかけて複数回 (関西空港、豚肉・犬肉等 計24.9kg) | (略) |
| 令和2年1月21日 | タイ人1名 | 令和元年11月25日 (成田空港、ソーセージ10.5kg) | 警告書1回目： R元.11.10 警告書2回目： R元.11.25 |
| 同3月6日 | 台湾人1名 | 令和元年11月14日 (中部空港、血餅 計50kg) | 警告書1回目： R元.11.2 警告書2回目： R元.11.14 |
| 令和6年2月12日 | ミャンマー人1名 | 令和5年1月から令和6年1月にかけて複数回 (成田空港及び羽田空港、ソーセージ等 計22.45kg) | (略) |

○郵便物検査（令和7年5月31日時点）

| 逮捕日 | 国籍 | 違法持込み日・違反品 |
|-------------------|-------|-----------------------------------|
| 令和4年2月28日 3月1日 | 中国人3名 | 令和3年5月～6月 (関西空港、肉製品 計395.5kg) |
| 令和5年1月25日 | 中国人1名 | 令和4年10月～11月 (関西空港、肉製品 計11.5kg) |

摘発上位国の状況

※1 自主放棄、自主申告による廃棄を含む。
※2 ()内はそれぞれ総件数、総重量に対する割合

○携帯品（令和6年（速報値））

| | 国名 | 件数(件) ※2 | 重量(kg) ※2 |
|---------|--------|----------------|----------------|
| 1 | 中国 | 52,348 (25.9%) | 25,617 (26.9%) |
| 2 | 韓国 | 35,008 (17.3%) | 12,108 (12.7%) |
| 3 | フィリピン | 12,039 (6.0%) | 6,498 (6.8%) |
| 4 | ベトナム | 10,289 (5.1%) | 8,485 (8.9%) |
| 5 | タイ | 8,689 (4.3%) | 3,176 (3.3%) |
| 6 | インドネシア | 6,480 (3.2%) | 4,259 (4.5%) |
| 総件数、総重量 | | 201,903 (100%) | 95,223 (100%) |

○郵便物（令和6年（速報値））

| | 国名 | 件数(件) ※2 | 重量(kg) ※2 |
|---------|--------|----------------|----------------|
| 1 | 中国 | 35,119 (76.1%) | 45,078 (73.1%) |
| 2 | ベトナム | 5,646 (12.2%) | 10,710 (17.4%) |
| 3 | モンゴル | 943 (2.0%) | 725 (1.2%) |
| 4 | タイ | 853 (1.8%) | 975 (1.6%) |
| 5 | アメリカ | 793 (1.7%) | 346 (0.6%) |
| 6 | インドネシア | 762 (1.7%) | 1207 (2.0%) |
| 総件数、総重量 | | 46,177 (100%) | 61,638 (100%) |

【罰則規定】

家畜伝染病予防法違反：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人の場合5,000万円以下）
（第36条第1号第1項（輸入禁止）違反）

水際対策に関する旅客等への周知・注意喚起

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行者が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、**広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。**
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるように、**各ポスターにはQRコードを添付。**



NO

BRINGING MEAT PRODUCTS INTO JAPAN IS PROHIBITED.

JUST DECLARE IT OR FINES AND IMPRISONMENT.

CHECK1 



STOP!

肉製品包括煮熟的，真空包装以及在免税店購買的物品即使是飛機餐也不例外！

肉製品禁止帶入日本

如果未經許可 違法攜帶肉類製品進入日本，將被判處3年以下的有期徒刑或最高300萬日圓的罰款

MAFF  農林水産省 動物検疫所  



Thông báo quan trọng từ Cơ quan Kiểm dịch động vật của Chính phủ Nhật Bản

Do phát sinh bệnh dịch tả lợn châu Phi v.v. tại Việt Nam v.v. từ ngày 22 tháng 4 năm 2019

Nhật Bản sẽ kiểm soát chặt chẽ việc đem các sản phẩm thịt một cách bất hợp pháp vào trong nước

 Dù có tự nguyện bỏ sản phẩm hay không thì Cơ quan chức năng cũng sẽ xử lý nghiêm khắc việc mang sản phẩm thịt trái phép vào Nhật Bản

- ◆ Thịt bò, thịt lợn, trứng gà v.v. và các thực phẩm chứa những sản phẩm này (sản phẩm thịt) dù đã qua chế biến như nấu chín v.v. cũng không được phép nhập khẩu từ Việt Nam vào Nhật Bản. **Xin vui lòng không đem các sản phẩm này vào Nhật Bản.**
- ◆ Trường hợp mang các sản phẩm thịt vào Nhật Bản bằng hành lý xách tay sẽ là đối tượng bị xử phạt. **trường hợp không khai báo khi nhập khẩu sẽ bị xử lý nghiêm khắc hơn.**

Theo luật của Nhật Bản (Luật phòng chống bệnh truyền nhiễm ở gia súc), **Trường hợp đem sản phẩm thịt vào Nhật Bản không qua kiểm tra nhập khẩu sẽ bị phạt tù dưới 3 năm hoặc bị phạt tiền dưới 3 triệu Yên**

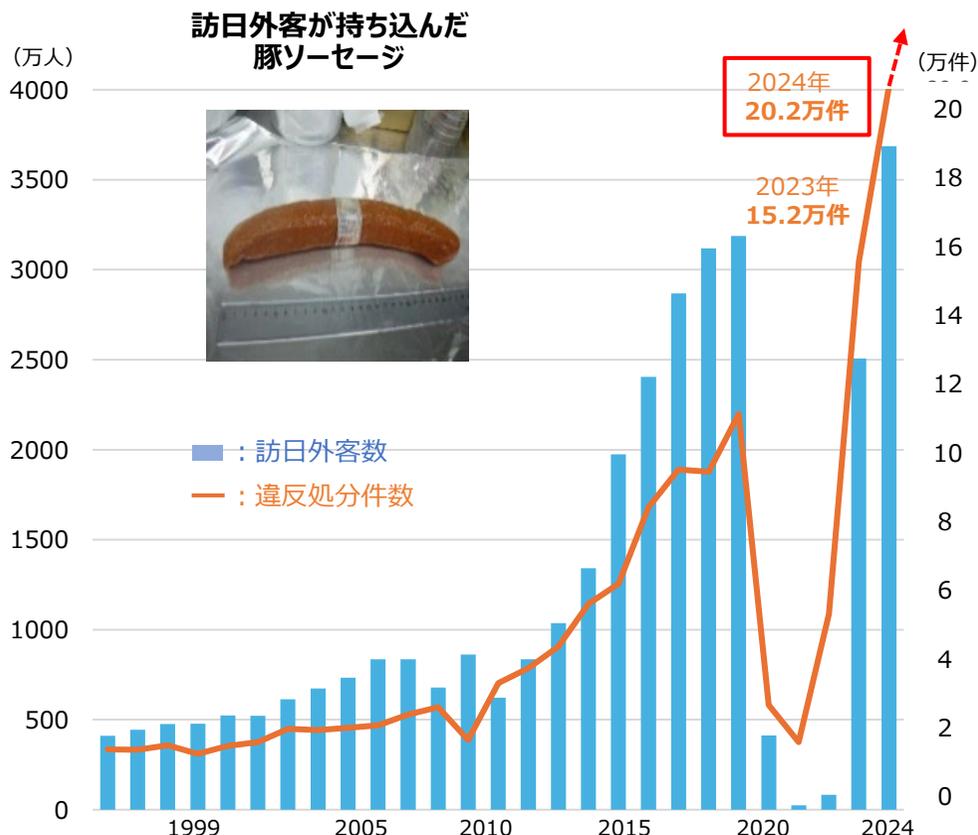
Cơ quan kiểm dịch động vật,
Bộ Nông Lâm Ngư nghiệp Nhật Bản



水際における更なる侵入防止対策の強化

- 訪日外客数の増加により、違反品の持込みが著しく増加。組織的かつ反復した、悪質と思われる事例も顕在化。
- 動植物検疫の強化に向け、「水際検疫の強化に向けた検討会」において、水際強化策の具体化・関係行政機関との連携強化を議論。
- 検討会の議論を踏まえ、法制度面も含め、強化策の具体化に着手。

訪日外客数と持込禁止品の摘発件数



資料：(訪日外客数) 日本政府観光局
(禁止品摘発件数) 農林水産省「動物検疫統計」※2024年は速報値

外国食材店における違法輸入豚肉製品緊急調査

- ▶ 購入した豚肉製品66品について、
①外装の確認及び②アフリカ豚熱ウイルス遺伝子の検査を実施。

- ① 外装確認の結果、違法輸入疑い品：12品 (うちベトナム産9品)
② ①のうちアフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出：2品

* 感染力のあるアフリカ豚熱ウイルスは発見されていない。

◆ 外国食材店 ◆



出典：Google Map

◆ アフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出の2品 ◆



- 我が国農林水産業の生産基盤を破壊し、食料の安定供給を脅かす、家畜伝染病や病害虫の侵入リスクが、かつてないほどに増大する中、訪日・在留外国人の増加等の新たな課題に対処するため、動植物検疫の体制の見直しに向け、以下の検討が必要。

1 日本に持ち込ませないための水際検疫体制の強化

(1) CIQ関係行政機関や航空会社等との連携強化

- ① 反復・組織的な持込みの阻止に向けた、CIQ関係行政機関との緊密な連携の下での、事前旅客情報等を活用した、違反常習者を確実に検査できる体制の整備。
- ② 航空会社や在外公館等との連携による、出国前広報も含めた水際検疫制度のより効果的な周知広報の実施。

(2) 先端技術等の活用による効果的な検査体制の構築

- ① 国際郵便におけるAIを活用したX線画像解析等の新たな検査技術の導入。
- ② 空港の24時間化に伴い、より機動的に動植物検疫を行うための、動植物検疫探知犬の育成・運用方法の見直し。

(3) 動植物検疫制度の周知徹底

- ① 関係行政機関と連携した、在留外国人の地域コミュニティに対する注意喚起。
- ② 動植物検疫の食料安全保障上の重要性への理解醸成を通じた、一般旅客の渡航先からの輸入禁止品の持込防止。

2 輸入禁止品に係る国内対応の取締強化

家畜防疫官への、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品が確認された場合の廃棄に係る権限の付与等、警察との連携を含む実効性のある対応を可能とする、家畜伝染病予防法の改正。

アフリカ豚熱（ASF）の対応強化に係る関係省庁申合せ

- 検討会の中間とりまとめも踏まえ、政府一体となってアフリカ豚熱（ASF）侵入防止に向けた対応を進めるため、令和7年6月26日に「ASFの侵入防止に向けた水際検疫等の強化について」関係省庁申合せを行った。

課題・経緯

- ・平成31年、中国から持ち込まれた肉製品からアフリカ豚熱（ASF）ウイルスを検出。「ASF侵入防止策の強化について（平成31年4月関係省庁申合せ）」に基づき、関係省庁一体となって、水際対策を実施。
- ・昨年、違法に持ち込まれた疑いのある、外国食材店の肉製品から、ASFウイルス遺伝子（感染力なし）を検出。
- ・これを受け、農林水産省では、令和7年3月から、専門家からなる「水際検疫の強化に向けた検討会」を開催。同年6月4日に、①関係行政機関や航空会社等との連携強化、②制度の周知徹底、③効果的な検査体制の構築、④輸入禁止品に係る取締り強化等の提言を公表。

提言を受けた農水省の対応

- ・家畜伝染病予防法を改正し、外国食材店等への立入検査権限や、違反畜産物が確認された場合の廃棄に係る権限を家畜防疫官に付与し、違反畜産物の流通を阻止。
- ・対象者の属性を踏まえた、違法持込みに対する抑止効果の高い広報の推進。

各省の協力を得て実施することが必要な事項

○水際での摘発強化

- ・違反者のデータベースや事前旅客情報等を積極的に活用した、反復して違反品を持ち込む者の携帯品の確実な検査の実施【出入国在留管理庁、財務省】
- ・AIを活用したX線画像解析技術の開発など、先端技術の実証・検討【総務省、財務省】

○広報活動の強化

- ・航空会社等を通じた旅客への周知徹底【国土交通省】
- ・在留外国人及びそのコミュニティ等に対する広報の充実【総務省、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、文部科学省】



◆ASFに感染した豚



◆ASFウイルス遺伝子が検出された品

ASFの侵入防止を図るため、関係省庁申合せを行い、政府一体となって対応を進める